



研究レポート

No.349 September 2009

社会保障番号と税制・社会保障の一体改革

上級研究員 河野 敏鑑

富士通総研(FRI) 経済研究所

社会保障番号と税制・社会保障の一体改革

上級研究員 河野敏鑑

要旨

年金記録問題などを契機に、社会保障番号の導入を求める声が大きくなっている。しかしながら、年金については、1997年から基礎年金番号制度が導入され、導入以後においても様々な問題が発生していることから分かります。単に統一された番号制度を導入するだけで、年金記録問題や未納・未加入に関する問題などが解決されると考えるのは、あまりにも楽観的であるといわざるをえない。

本稿では、就業構造基本調査などを用いて、公的年金制度に関する加入状況について明らかにした上で、社会保障制度における情報や金銭の流れを示し、①国民年金の未加入、未納が大きな問題としてマスメディアなどで取り上げられているが、人数ベース、ないし、保険料ベースでみて、厚生年金の未加入も大きな問題であることがあること ②厚生年金制度は、歴史的経緯から、業種ごとにその取り扱いが異なっているが、労災保険や雇用保険などにおいては、業種による制限は行われていない。他の制度との兼ね合いも考えると、業種によって区別をする意味は薄れていると思われ、見直しが求められるものと考えられること ③社会保障番号に関する経済効果としては、これまで、事務費用の削減などが挙げられることが多かったが、税制や他の社会保障制度と連携すれば、加入漏れのチェック、悪質な不払いの調査が容易になることも重要な点であること ④日本の家計調査などにおいて、調査対象者を社会保障番号と紐付けすれば、社会保障給付や税務統計との連携も可能となり、調査対象者の負担軽減や統計の精度の向上にもつながること ⑤未加入などの問題に対処するには、単に社会保障番号を導入するだけでは不十分であり、税務署ないし市町村などにおいて、情報を集約的に扱うか、歳入庁のような、情報を集約的に扱う部署が設置されることが望まれていること を明らかにした。

キーワード

社会保障番号、税制・社会保障の一体改革、年金未納問題、年金記録問題

【目次】

1. はじめに	1
2. 公的年金制度の概要	1
3. 公的年金制度の加入状況	4
4. 社会保障制度における情報や金銭の流れ	7
5. まとめ	8

1. はじめに

社会保障番号とは「保険者や行政機関が資格管理や給付管理等の業務に利用するため、被保険者に各制度や保険者を通じた共通の1つの番号を付す仕組み」(内閣官房(2006))である。

これまで、類似の制度として、国民総背番号制度などが提唱されてきた。しかしながら、プライバシーの保護に関わる問題でもあり、また具体的なメリットが見えにくいことから、最近にいたるまで総背番号に関する議論はあまり活発でなかったといえよう。しかし、いわゆる年金記録問題を契機に、統一された番号制度を導入することで、再び年金記録問題が発生するのを防げるのではないか、などとして、与野党を超え社会保障番号の導入が提唱されている。

自民党では、平成21年度税制改正大綱において、「納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。」としており、納税者番号制度の導入を提言しているが、さらに踏み込んで、個人の年金や医療、介護の負担と給付の記録などを一元的に管理する「社会保障番号」の導入を検討するため、2月にプロジェクトチーム(PT)を設置した。(読売新聞(2009)など)

一方、民主党においても、政権公約(マニフェスト)において、「所得の把握を確実に行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。」としている。

しかしながら、年金においては、すでに1997年から、基礎年金番号が統一された番号制度として存在する。導入以後に関わる年金記録においても問題が発生していることから分かります。単に統一された番号制度を導入するだけで、年金記録問題や未納・未加入に関する問題などが解決されると考えるのは、あまりにも楽観的であるといわざるをえない。

本稿においてはこうした問題を解決するにあたり、まず、未納・未加入に関する状況を明らかにした上で、社会保障番号をどのように活用すれば、未加入などの問題に適応できるのかについて、提言を行いたい。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2章で公的年金制度の概要を主に法律面からどのように位置づけられているのかを確認した上で、第3章で、就業構造基本調査などをもとに、公的年金制度の加入状況、第4章で、社会保障制度における情報や金銭の流れについて述べる。これらを踏まえた上で、第5章でまとめと提言を行う。

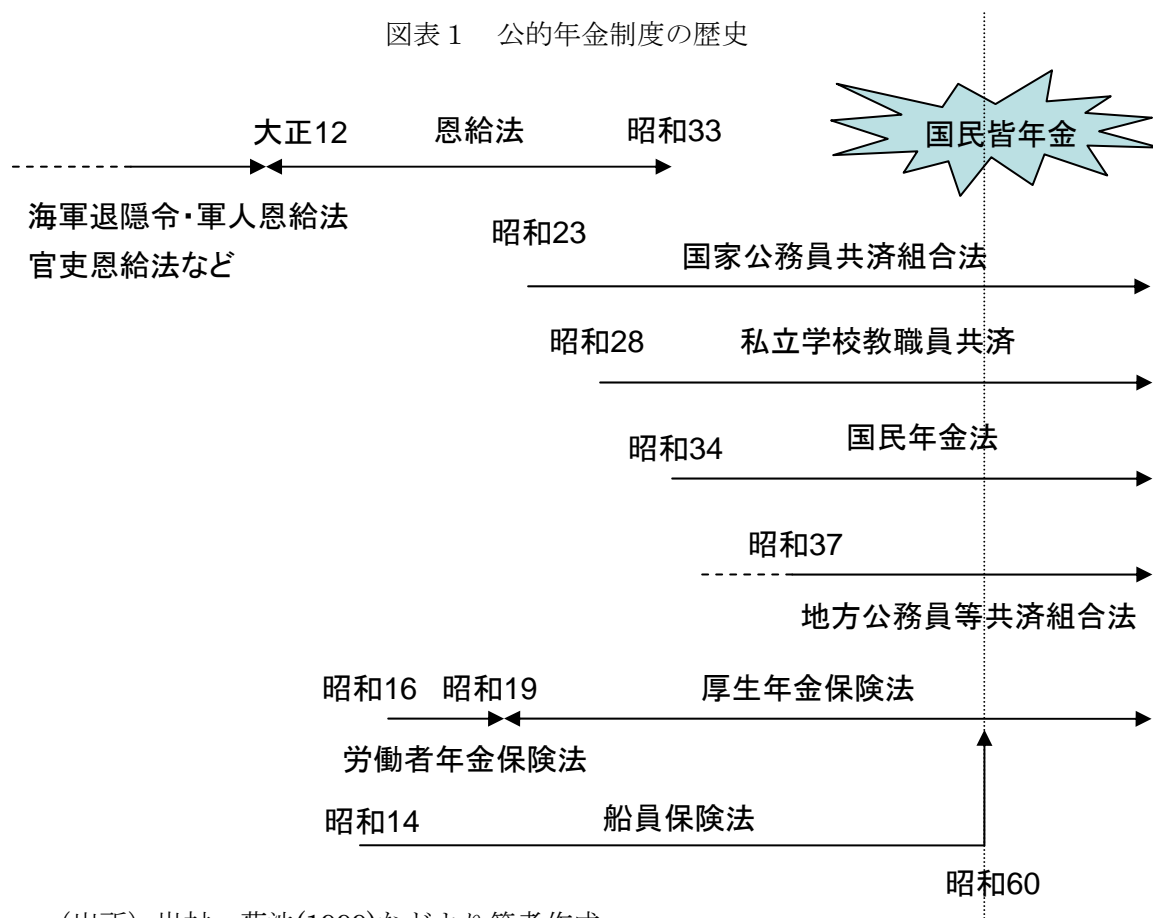
2. 公的年金制度の概要

日本において社会保障制度は、職業に応じてその制度が構築され、その適用範囲が徐々に拡大され、やがては国民すべてをカバーするに至ったという歴史的経緯が存在する。公的年金制度についても同様であり、公的年金の源流は、明治初期に軍人や官吏を対象にし

た恩給制度にまでさかのぼると見られる。¹

その後、国防上の観点などから、海上労働者確保のため昭和14年に船員保険法、労働力の保全増強ひいては生産力の拡充のため昭和16年に労働者年金保険法が成立した。(吉原・和田(1999)) 戦後に入って、昭和23年に国家公務員共済組合法、昭和28年に私立学校教職員共済組合法、昭和29年に現在の厚生年金保険法、昭和34年に国民年金法が成立し、現在の公的年金制度の基礎が作られた。その後、昭和60年に国民年金が改組され、それまで任意加入だった専業主婦も含めた、全国民に共通する基礎年金となり、国民皆年金が達成された。

図表1 公的年金制度の歴史

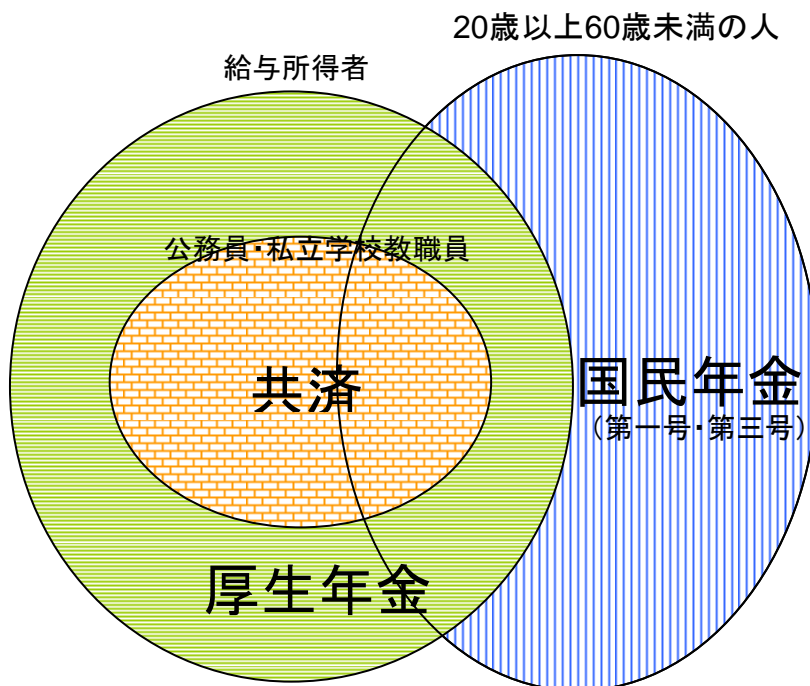


(出所) 岩村・菊池(1999)などより筆者作成

現在では、公務員や私立学校の教職員が共済各制度に加入し、共済各制度に加入していない給与所得者が厚生年金に加入し、いずれにも加入していない20歳以上60歳未満の者が、国民年金の第一号・第三号被保険者になるという多重的な構造になっている。

¹ ただし、恩給には、保険料の納付が前提とされないことや受給者が日本国籍を失ったときや禁固以上の刑に処せられたときは受給権を失うなど、現行の社会保障制度とは異なる面もあり、現在の公的年金制度と直接的に結びつかない面もあることに留意が必要である。

図表 2 公的年金制度の多重的な構造



(出所) 筆者作成

なお、徐々に適用範囲が拡大されてきたという歴史的経緯もあり、法律上、いわゆる給与所得者すべてが、厚生年金に加入しなければならないわけではない。まず、適用される事業所が限定されている。厚生年金保険法では、第6条で、「次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。」とし、同第1号では、「次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの」同第2号では、「前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの」とされている。つまり、法人の事業所は第2号によって、すべて厚生年金の適用を受けるが、個人事業所については、厚生年金の強制適用事業所となるのは、一部の業種でかつ、常時5人以上を雇用している事業所に限られる。

さらに、事業所が厚生年金の適用事業所となっても、厚生年金に加入する義務があるのは、満70歳未満の者に限られ、また、実務上、「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者」に限られている。

すなわち、70歳未満の者で、労働時間が週30時間以上のものは原則的に厚生年金の適用を受けるが、図表3に示したように、フルタイムの被用者であっても、一部の個人事業所においては、厚生年金に加入する義務はない。

図表 3 厚生年金保険の適用について

	個人事業主		法人事業主
	1～4人	5人以上	
従業員数			
農業	×	×	○
林業	×	×	○
漁業	×	×	○
鉱業	×	○	○
建設業	×	○	○
製造業	×	○	○
電気・ガス etc.	-	-	○
情報通信業	×	×	○
運輸業	×	○	○
卸売・小売業	×	○	○
金融・保険業	×	○	○
不動産業	×	○	○
飲食店、宿泊業	×	×	○
医療、福祉	×	○	○
教育、学習支援業	×	○	○
複合サービス事業	×	×	○
サービス業	×	×	○
公務	-	-	共済
分類不能の産業	×	×	○

○：厚生年金に加入する義務のある者
 ×：厚生年金に加入する義務のない者
 -：統計上、定義上、存在しない者
 共済：共済組合に加入すべき者

(出所) 筆者作成

3. 公的年金制度の加入状況

前章で見たように、法律上は全ての国民がいずれかの公的保険制度に加入しなければならないが、現実はどうなっているのだろうか。本稿では、平成 19 年(2007 年)10 月 1 日現在の公的年金制度に加入すべき人数を推計し、公的年金制度の実際の加入状況と突き合わせることで、加入漏れなどの状況について明らかにする。なお、本稿では、公務員や私立学校教職員が加入する共済各制度については、未加入の問題が発生していないものと仮定して分析を行った。

まず、社会保険庁「社会保険事業状況」によれば、厚生年金保険の強制被保険者数は、34,412,575 人であり、国民年金の第一号被保険者と第三号被保険者は合計で 30,859,960 人

である。

ここで、厚生年金に加入するべき者の人数を推計する。70歳未満で週に30時間以上勤務する者の数は、平成19年就業構造基本調査によれば、4,472万人である。次に、70歳未満で週30時間以上働いているにも関わらず、厚生年金に加入する義務のないものの数を推計する。従業員数が5人以上であっても、加入する義務のない業種（任意適用業種）の事業所に勤務する者は、178万人であり、従業員数が5人未満であれば、加入する義務のない業種（強制適用業種）の事業所に勤務する者は、112万人である。就業者全体に占める70歳未満の雇用者の割合は0.97、就業時間が週30時間以上の者の割合は0.79であるが、任意適用業種か強制適用業種かを問わず、この割合に変化がないと考え、70歳未満で週30時間以上働いているにも関わらず、厚生年金に加入する義務のない者（共済各制度加入者除く）は、222万人と推計される。さらに、共済各制度に加入している者は、457万人であるから、厚生年金に加入する義務のある者は、3,788万人であると推計される。（図表4）

次に、国民年金の第一号・第三号被保険者になる義務のある者の人数を推計する。まず、総務省の人口推計によると、20歳から59歳の者は68,259,000人である。このうち、就業時間が週30時間以上の者は、就業構造基本調査によれば、40,615,600人であるから、差し引き27,643,400人が就業時間週30時間未満（専業主婦など無職の者含む）となる。また、20歳から59歳の者で、小規模な個人事業主に雇用されているため、厚生年金の強制加入者でない者は、206万人と推計される。したがって、国民年金の第一号・第三号被保険者となる義務のある者は、2,970万人となる。（図表5）

以上をまとめて、年金加入の義務と、実際の公的年金の加入状況について、図表6のようにクロス表を作成した。なお、個人事業主の事業所で、法律上加入を強制されていなくても、厚生年金を選択することが可能である。こうした任意包括被保険者は、263,489人いたが、就業者の人口構成から、24万人が20歳～59歳と推計される。また、公的年金加入状況等調査報告から、フルタイムの労働者であるにも関わらず、国民年金に加入している者は373万人と推計されるので、公的年金制度の加入状況と加入義務に関して、クロス表を作成すると図表6のようになる。

図表6からも分かる通り、国民年金の未加入（28万人）や空洞化（全額免除528万人など）が、よく問題になるが、厚生年金の未加入（346万人=167万人+179万人）も人数ベース・保険料ベース（少なくとも3,412億円/年²）でみると深刻な問題であることが分かる。

また、20歳以上60歳未満で週に30時間以上働いているにも関わらず、法律上、厚生年金に加入しなくてもよい人が206万人、うち、実際に加入していない人が182万人（206万人-24万人）存在する。これは、個人事業所については、従業員5人以上でも、強制加入なのは、製造業など一定の業種に限定され、サービス業などが対象外になっているためである。もともと、健康保険制度は、工場労働者に焦点が当てられ、制度が制定された大正

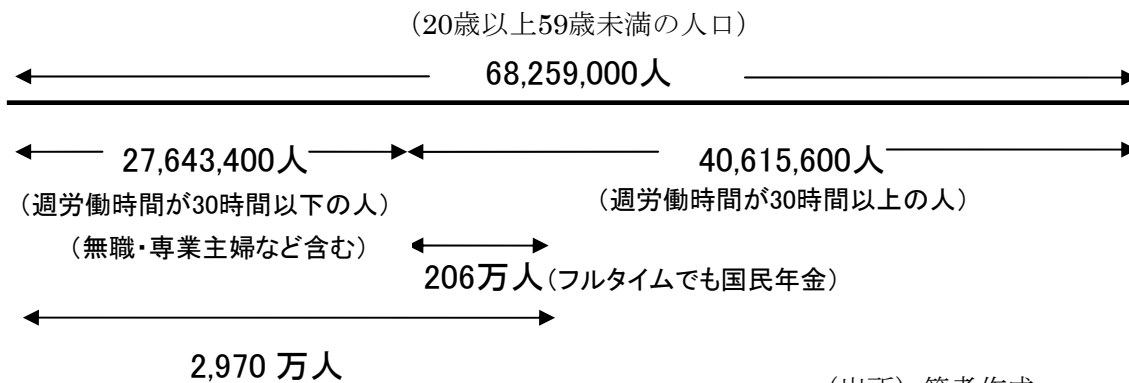
²未加入者数346万人に、標準報酬月額第1級98,000円と保険料率15.35%を乗じたものから、国民年金に加入している者の数167万人に国民年金保険料14,140円を乗じたものを差し引いた金額

図表4 厚生年金保険に加入すべき人数

従業員数	個人事業主		法人事業主
	1~4人	5人以上	
農業	$178 \text{ 万人} \times 0.79 \times 0.97$ $= 136 \text{ 万人}$		
林業			
漁業			
情報通信業			
飲食店、宿泊業			
複合サービス事業			
サービス業			
分類不能の産業			
鉱業	112 万人 $\times 0.79$ $\times 0.97$ $= 86 \text{ 万人}$	$4,472 \text{ 万人} - 136 \text{ 万人}$ $- 86 \text{ 万人} - 457 \text{ 万人}$ $= 3788 \text{ 万人}$	
建設業			
製造業			
電気・ガス etc.			
運輸業			
卸売・小売業			
金融・保険業			
不動産業			
医療、福祉			
教育、学習支援業			
公務	457 万人		

(出所) 筆者作成

図表5 国民年金に加入すべき人数



(国民年金第一号・第三号被保険者となるべき人数)

(出所) 筆者作成

図表6 年金加入状況に関するクロス表

	厚生年金 加入者数	国民年金 加入者数	無加入者	合計
厚生年金に加入する義務のある人	3440 万人	167 万人	179 万人	3788 万人
国民年金の第一号・第三号被 保険者になる義務のある人	24 万人	2918 万人	28 万人	2970 万人
合計	3464 万人	3085 万人	207 万人	6759 万人

注1 個人事業所で、厚生年金を選択している人（任意包括被保険者）が、263,489人。

うち、24万人が20歳～59歳と推計。

注2 国民年金加入者で、フルタイム労働者は373万人と推計。

（出所）公的年金加入状況等調査報告などから筆者作成

11年当時、工場法や鉱業法の適用を受ける事業に常時使用される者を対象にしていた。このため、厚生年金保険法においても、サービス業などの個人事業所は対象にならず、現在に至っている。

4. 社会保障制度における情報や金銭の流れ

日本において、各社会保障制度の保険料や税に関する情報や金銭の流れはどのようになっているのであろうか。まず、労災保険においては、労働者を使用する事業のすべての労働者（役員など除く）が対象となっている。また、給与所得の源泉徴収は居住者に対し国内において給与の支払をする場合が対象となり、雇用保険は労働者が雇用される事業のすべての労働者（アルバイトや65歳以降に雇用される者などを除く）が対象となっている。健康保険や厚生年金は、法人に雇用される者または、①個人の事業主の下で、②指定された業種（製造業など）で③5人以上が雇用されている事業所で常時雇用されている者が対象であり、社会保障制度や税制によって、対象とする範囲は異なっている。（図表7）

さて、健康保険や厚生年金保険においては、月給や賞与などを基準にした標準報酬月額や標準賞与額をベースに、一定の保険料率を乗じて納付すべき保険料を算出する。事業主は、社会保険事務所に保険料を納付するとともに、各被保険者の氏名や報酬額などの情報を社会保険事務所に提出する。このようにして提出された情報は、基本的には、健康保険や厚生年金保険の給付（老齢年金や出産手当金など）に際して金額を算定するベースとして用いられるだけであり、他の社会保障制度や税制との間で情報がやり取りされることはない。

図表7 社会保障制度・税制の適用範囲

労災保険	労働者を使用する事業のすべての労働者（役員など除く）
給与所得の源泉徴収	居住者に対し国内において給与の支払をする場合
雇用保険	労働者が雇用される事業のすべての労働者（アルバイトや65歳以降に雇用される者、役員などを除く）
健康保険・厚生年金	法人に雇用される者または、①個人の事業主の下で、②指定された業種（製造業など）で③5人以上が雇用されている事業所で常時雇用されている者

（出所）筆者作成

労災保険や雇用保険においても健保・厚生年金と同様に保険料を算定するが、労災保険においては、保険料の納付先・届出先は、各地の労働基準監督署・労働局であり、雇用保険においては、保険料の納付先・届出先は、公共職業安定署（ハローワーク）である。

所得税については、勤務先において源泉徴収税額を計算し、その合計額を原則として毎月、従業員に代わって税務署に納税することとなっている。なお、年末調整後に源泉徴収票を作成し、本人に渡さなければならない他、役員と年収500万円以上の従業員の源泉徴収票については、税務署に提出しなければならない。なお、一般的に、給与以外に所得があるサラリーマンや複数の企業から所得を得ている場合は、確定申告を行わねばならず、源泉徴収された金額と納税額に差があるときは、追加して納税し、あるいは、税の還付を受けることとなる。

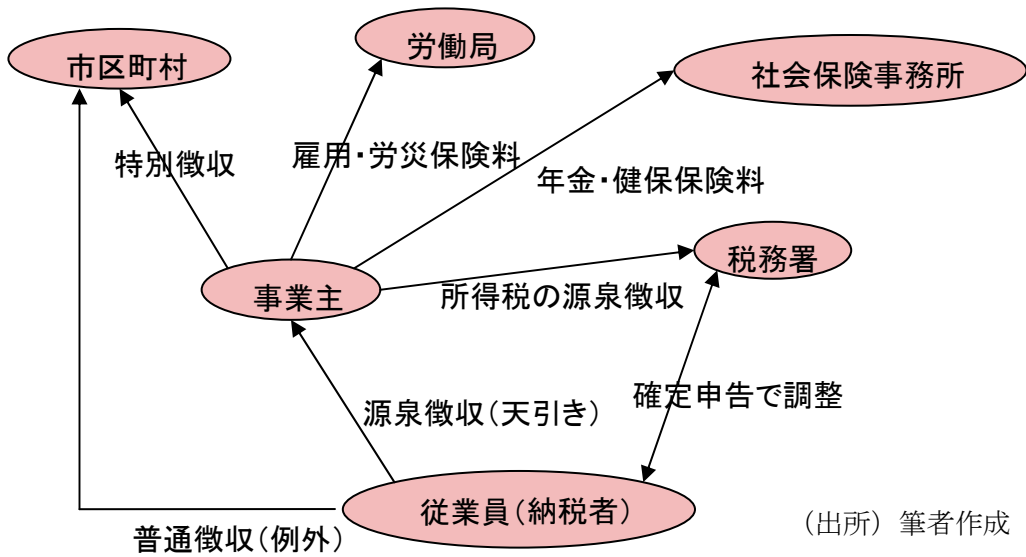
住民税については、勤務先から提出された給与支払報告書や税務署に提出された確定申告書の写し、ないし、居住地に提出された住民税の確定申告書を元に各地方自治体が課税額を決定し、給与からの天引き（特別徴収）を行うこととなる。

図表8、図表9からも分かる通り、制度ごとに対象となる労働者に差異があり、また、一部の例外を除いて、保険料や税の支払先も異なる。さらに制度間で互いに情報をやり取りすることは例外的である。したがって、例えば、支払った社会保険料の金額と所得税の社会保険料控除の金額が一致しなかったとしても、保険者や税務署はその事実を直ちに把握することは不可能である。このため、支払い漏れや納付ミスが発生しやすくなっているほか、意図的な未納・未加入が発生しても、社会保険事務所や地方自治体にとって分かりにくい構造になっている。

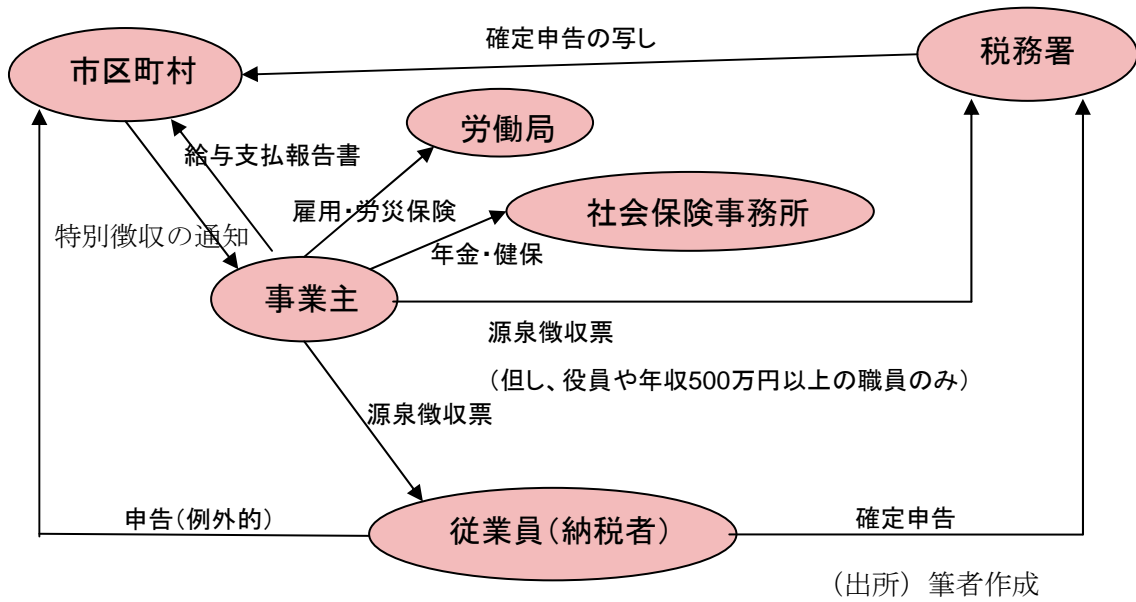
5. まとめ

本稿で指摘したように、国民年金の未加入、未納が大きな問題としてマスメディアなどで取り上げられているが、人数ベース、ないし、保険料ベースでみて、厚生年金の未加入も大きな問題であることがあることが明らかになった。

図表8 税・保険料の納付



図表9 税・保険料の情報の流れ



また、フルタイムの労働者であっても、個人事業主に雇用され、サービス業などに従事する労働者などで、法律上、厚生年金への加入が義務付けられていない労働者も多数存在する。もともと、厚生年金制度は、現業の労働者を対象とし、徐々にホワイトカラーに適用されたため、加入が義務付けられている業種は一定の業種に限定されているという歴史的経緯が存在する。しかし、労災保険や雇用保険などにおいては、職種による制限は行われていない。他の制度との兼ね合いも考えると、業種によって区別をする意味は薄れていると思われ、見直しが求められるものと考えられる。

社会保障番号に関する経済効果としては、これまで、事務費用の削減などが挙げられることが多かった。しかしながら、税制や他の社会保障制度と連携すれば、加入漏れのチェック、悪質な不払いの調査が容易になることも重要な点である。本稿で指摘した通り、厚生年金保険料の徴収漏れだけで、少なくとも 3,412 億円/年であるが、年金特別会計業務勘定（平成 19 年度決算）によれば、年金業務に関する人件費は 1,390 億円、事務費は 1,122 億円である。つまり、徴収漏れの金額はいわゆる事務費用よりも大きく、徴収漏れを減少させることは、事務費用の削減に勝るとも劣らないほど重要な問題であることが分かる。

また、宇南山(2009)でも取り上げられているように、米国においては、統計の作成に当たり、各世帯を社会保障番号で紐付けしているため、税務関連情報も統計の作成に当たって利用することが可能である。日本の家計調査などにおいても、調査対象者を社会保障番号と紐付けすれば、社会保障給付や税務統計との連携も可能となり、調査対象者の負担軽減や統計の精度の向上にもつながるものと考えられる。

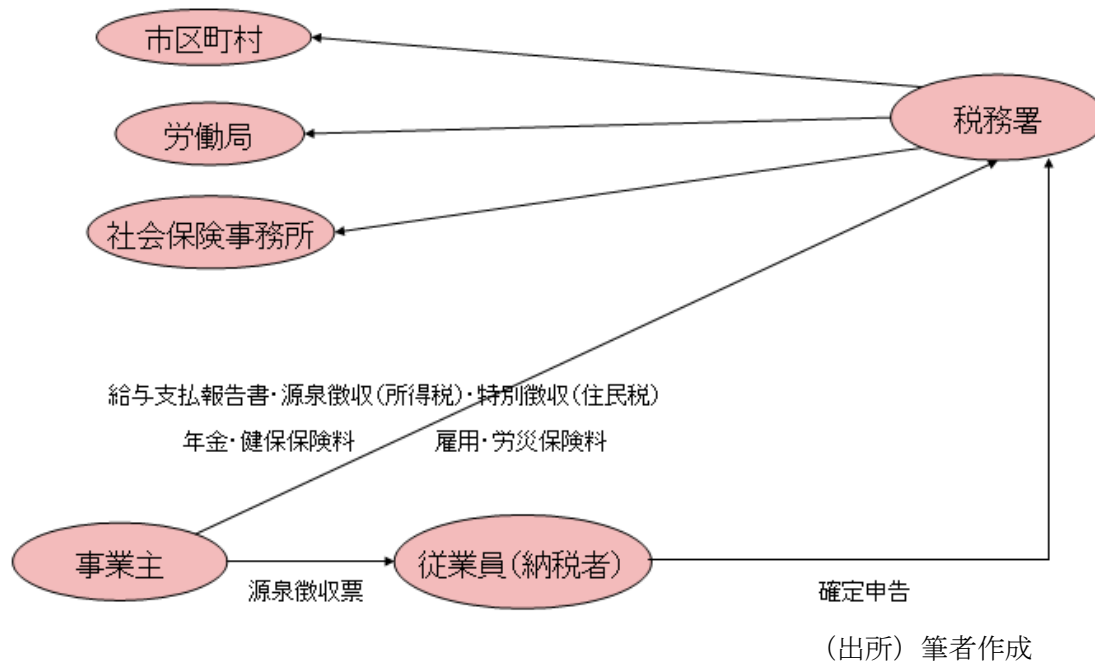
なお、本稿で論じることが出来なかった論点として、未加入事業所の経営状態に関する問題がある。未加入事業所の中には、経営的に年金制度に加入する余力のない事業所も存在すると思われ、こうした事業所に対しては、公的年金制度へ加入を強制することはかならずしも望ましくないと思われる。一方で、未加入者の中には、高額所得者も含まれていることもかねてから指摘されている。³

本稿では、未加入者の所得や消費、資産に関するデータがそろわないことから、以上のような問題に触れなかった。今後、何らかの方法によって推計することで、その実像を明らかにしていきたいと考えている。

現在、年金などの保険料・税などのデータを一括してリアルタイムに扱っている部署は存在しない。このことが、未加入者・未加入事業所が、大量に発生する要因となっているものと思われる。未加入などの問題に対処するには、単に社会保障番号を導入するだけでは不十分である。むしろ、図表 10 のように税務署ないし市町村などにおいて、情報を集約的に扱うか、歳入庁のような、情報を集約的に扱う部署が設置されることが望まれているといえよう。

³ 国民年金の事例ではあるが、社会保険庁は、2004年に保険料の滞納者のうち、十分な資産や所得があるとして、約 9700 人を強制徴収の対象にリストアップした。(朝日新聞(2004))

図表 10 税・保険料の情報の流れの一提言



参考文献

朝日新聞(2004)「国民年金、強制徴収効果に限界 難しい所得把握／対象、預貯金のみ」
2004/7/29

岩村正彦・菊池馨実(1999)『目で見ると社会保障法教材 第2版』有斐閣

自由民主党(2008)「平成21年度税制改正大綱」

民主党(2009)「政権公約 マニフェスト政策各論」

内閣官房(2006)「「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理について」平成18年9月22日 経済財政諮問会議提出資料

社会保険庁(2006)「平成16年 公的年金加入状況等調査報告」

社会保険庁(2007)「平成19年10月 社会保険事業状況」

総務省統計局(2007)「平成19年10月 人口推計」

総務省統計局(2007)「平成19年 就業構造基本調査」

宇南山卓(2009)「家計調査の課題と改善に向けて」mimeo.

吉原健二・和田勝(1999)『日本医療保険制度史』東洋経済新報社

読売新聞(2009)「社会保障番号の検討チーム、自民設置へ」2009/1/26

研究レポート一覧

- No.349 社会保障番号と税制・社会保障の一体改革 河野 敏鑑 (2009年9月)
- No.348 カーボンオフセットと国内炭素市場形成の課題 生田 孝史 (2009年8月)
- No.347 中国のミドル市場開拓戦略と日系企業 金 堅敏 (2009年7月)
- No.346 企業の淘汰メカニズムはどのように働いているのだろうか 齊藤 有希子 (2009年6月)
- No.345 情報セキュリティと組織感情、Enterprise 2.0 浜屋 敏 (2009年6月)
- No.344 高齢化社会における社会保障給付と雇用政策のあり方
ーグローバル競争力と雇用確保の両立に向けてー 南波 駿太郎 (2009年5月)
- No.343 森林・林業再生のビジネスチャンス実現に向けて 梶山 恵司 (2009年5月)
- No.342 中国経済分析の視座 ーインフレと雇用の政策的意味ー 柯 隆 (2009年5月)
- No.341 サービス・プロセスの評価とブループリンティング手法
の有効性 長島 直樹 (2009年5月)
- No.340 臨床研究における利益相反マネジメントに関する規程の
現状と課題 西尾 好司 (2009年4月)
- No.339 産学連携拠点としての米国の大学研究センターに関する
研究 西尾 好司 (2009年4月)
- No.338 インフォメディアリの再定義と消費行動・企業経営への
インパクト 新藤 精士 (2009年4月)
浜屋 敏
- No.337 大企業のクラウドコンピューティングへの取り組みに向
けた考察 湯川 抗 (2009年4月)
前川 徹
- No.336 オバマ新大統領の医療改革 松山 幸弘 (2009年3月)
- No.335 労働拘束時間が運動習慣に与える影響について
ー「健康会計」に向けた企業と社会にとっての新たな
視点 河野 敏鑑 (2009年1月)
- No.334 金融資産市場の変容とわが国金融改革のあり方
ー米・英比較にみる「金融危機」の背景と金融の役割ー 南波駿太郎 (2008年12月)
- No.333 低炭素社会に向けた民生部門対策の設計 生田 孝史 (2008年12月)
- No.332 調整期に入る中国経済 朱 炎 (2008年11月)
- No.331 貨物ゲートウェイ空港の国内立地のための方策
ーアジアの活力を取り込んだ経済成長向上に向けてー 木村 達也 (2008年11月)
- No.330 顧客経験に基づくサービスの知覚品質評価
ーITインターフェース・サービスを中心としてー 長島 直樹 (2008年11月)
- No.329 地域医療提供体制改革(IHN化)の国際比較 松山 幸弘 (2008年11月)
- No.328 工業系公設試験研究機関の現状に関する一考察 西尾 好司 (2008年10月)
- No.327 未公開Web2.0企業の実態と成長に関する研究 湯川 抗 (2008年10月)
- No.326 地方の自立性を高めるための地方への税配分 米山 秀隆 (2008年10月)
- No.325 インドにおける研究開発戦略のあり方 金 堅敏 (2008年10月)
- No.324 A Return of Protectionism? Internal Deregulation and External
Investment Restrictions in the EU Martin Schulz (2008年8月)
- No.323 銀行の資産運用・収益構造と収益力強化のための基本戦
略 ー収益源の多角化と規模の収益性を求めてー 南波駿太郎 (2008年6月)

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/research/>

研究レポートは上記URLからも検索できます



THE POSSIBILITIES ARE INFINITE

富士通総研 経済研究所

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目16番1号 (ニューピア竹芝サウスタワー)
TEL.03-5401-8392 FAX.03-5401-8438
URL <http://jp.fujitsu.com/group/fri/>